

## ○阿波市建設業者指名停止措置要綱

### (指名停止)

第1条 市長は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成17年阿波市告示第13号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、契約権者(阿波市財務規則(平成17年阿波市規則第37号)第2条第9号の契約権者をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の第1号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当する場合は別途定める。

(1) 別表第1号から第5号又は第9号から第10号の措置要件に係る指名停止の期間の開始日から満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間開始日からの満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより指名停止を行う場合に於いて、当該有資格業者が他の事案により指名停止期間中であるときは、その指名停止期間は別表に定める第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は2年(同一事案の場合はその当初の措置から2年)を超えないものとする。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。  
(指名停止の通知)

第4条 指名停止の措置及び措置内容の変更を決定した市長は、直ちに様式第1号又は様式第2号若しくは様式第3号により建設業者に通知する。  
(随意契約の相手方の制限)

第5条 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。  
(下請等の禁止)

第6条 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事の全部若しくは一部を下請し、又は再受託することを承認してはならない。  
(措置の決定及び効力)

第7条 市長は、指名停止を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、建設工事審査委員会の審査に諮らなければならない。  
(測量、建設コンサルタント業務等及び物品の購入等の契約に係る有資格業者への準用)

第8条 前各条の規定は、測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者(測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成17年阿波市告示第14号)第5条第1項の規定により資格の認定を受けた業者)及び物品の購

入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成17年阿波市告示第141号)第5条第1項の規定により資格の認定を受けた業者)の指名停止に準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の土成町建設工事等指名停止要綱(平成15年土成町要綱)、市場町建設業者指名停止措置要綱(平成15年市場町要綱第4号)又は建設業者等指名停止等措置要綱(平成15年阿波町要綱)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表(第1条、第3条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>1 (虚偽記載)</p> <p>市工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑工事)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(注1)</p> <p>(1) 故意による粗雑工事(注2)</p> <p>ア 市工事 イ 県内における工事で市工事以外のもの(以下「一般工事」という。)(注3)</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 市工事 イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内 1月以上3月以内</p>
<p>3 (市工事に係る契約違反等)</p> <p>第2号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。</p> <p>(1) 市工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 市が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内 ※遅延の場合は運用基準による。</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事(軽微な損害を除く。) (2) 一般工事(重大事故であると認められるとき)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上6月以内 1月以上6月以内</p>

<p>5 (工事関係者事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>4月以上10月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>

<p>7(独占禁止法違反行為)</p> <p>次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事 (2) 市内における業務(市工事に関する場合を除く。) (3) 市外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内 12月以上36月以内 6月以上36月以内</p>
<p>8(競争入札妨害又は談合)</p> <p>有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市工事 (2) 市内の他の発注機関の工事 (3) 市外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内 12月以上36月以内 6月以上36月以内</p>
<p>9(建設業法違反)</p> <p>市工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>10(不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務等に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表取締役等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (3) 市が発注する工事等で、設計金額、最低制限価格、低入札価格調査基準価格等を事後公表としている場合、又は設計概算額を事前公表している場合に、未公表の入札状況を入手するため、職員に働きかけを行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内</p>

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含める。

(注2) 工事の目的物に瑕疵がある状態

(注3) 市が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。

様式第1号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名

阿波市長

印

指名停止について(通知)

市の発注する建設工事について、次のとおり指名停止を行います。

1. 期 間

2. 理 由

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名

阿波市長

印

指名停止期間の変更について(通知)

先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところですが、次のとおり当該指名停止の期間を変更しました。

1. 期 間

2. 理 由



様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名

阿波市長

印

指名停止の解除について(通知)

先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところですが、指名停止を解除しました。